

令和3年江南市議会6月定例会追加議案目録

令和3年6月30日

議案第52号	令和3年度江南市一般会計補正予算（第4号）	P	3
報告第11号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	11

令和3年度江南市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度江南市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,846千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,206,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月30日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,953,532	千円 8,846	千円 4,962,378
	4 国庫交付金	502,963	8,846	511,809
歳入合計		31,197,971	8,846	31,206,817

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 13,511,912	千円 8,846	千円 13,520,758
	3 生 活 保 護 費	1,047,219	8,846	1,056,065
歳 出 合 計		31,197,971	8,846	31,206,817

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 4,953,532	千円 8,846	千円 4,962,378
歳入合計	31,197,971	8,846	31,206,817

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 13,511,912	千円 8,846	千円 13,520,758
歳出合計	31,197,971	8,846	31,206,817

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 8,846	千円	千円	千円
8,846			

2 歳 入

15款 国庫支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
15	国庫支出金	4,953,532	8,846	4,962,378
	2 国庫補助金	982,802	8,846	991,648
	2 民生費国庫補助金	229,781	8,846	238,627
	計	31,197,971	8,846	31,206,817

3 歳 出

3款 民生費 3項 生活保護費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
1 生 活 保 護 費	1,047,219	8,846	1,056,065	8,846				3職 員 等	380
								8旅 費	6
								10需 用 費	35
								11役 務 費	25
								18負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	8,400
計	1,047,219	8,846	1,056,065	8,846					

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
3 生活保護費 補助金	8,846	[福祉課] 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給 事業費補助金 8,400,000円×10/10 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給 事務費補助金 446,000円×10/10	8,400 446

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立 支援金支給事業]	8,846		
3 職員手当等	380	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
時間外勤務手当			
8 旅費	6	〈特定財源〉	
普通旅費		国 8,400千円	8,400,000円×10/10
10 需用費	35	国 446千円	446,000円×10/10
消耗品費			
一般事業用			
11 役務費	25	目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生活 困窮世帯への支援
郵便料	9	内容	生活困窮者自立支援金の支給
口座振込手数料	16		
18 負担金、補助及び交付金	8,400		
新型コロナウイルス感染症生活困 窮者自立支援金			

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、失業や減収に伴い、生活再建までの間に必要な資金の貸付を行う総合支援資金の再貸付を終了したなどの事情で、さらなる貸付を利用できない生活困窮世帯に対する支援策として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。

2 事業内容

(1) 対象者

総合支援資金の再貸付を終了した者等であって、以下の要件を満たす者(生活保護受給者を除く)

① 収入要件

世帯の収入が、住民税均等割が非課税となる収入額の1/12と生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと

【例】単身世帯:113,500円 2人世帯:157,833円 3人世帯:186,933円

② 資産要件

世帯の預貯金の合計額が、上記①収入要件の住民税均等割が非課税となる収入額の1/12の6月分を超えないこと ※ただし、100万円を上限とする。

【例】単身世帯:465,000円 2人世帯:688,998円 3人世帯:841,998円

③ 求職活動等要件

次のいずれかに該当する者であること

- ・ハローワークに求職の申込みをして、期間の定めがない、又は期間の定めが6月以上の労働契約を目指し、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

(2) 支給額

- ・単身世帯:月額6万円
- ・2人世帯:月額8万円
- ・3人以上世帯:月額10万円

(3) 申請期間

令和3年7月1日から令和3年8月31日

(4) 支給期間

令和3年7月以降の申請月から3月間

3 事業費

8,846 千円

支給費 8,400 千円

事務費 446 千円

(特定財源)

国庫支出金 8,846千円

令和3年報告第11号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月30日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和3年6月22日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年5月18日（火）
午前9時35分ごろ |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市勝佐町若宮144番地先 |
| 3 | 市側 | 下水道課 職員 |
| 4 | 相手方 | 市外在住 男性 |
| 5 | 事故の概要 | 市道から県道小渕江南線に合流する際に、歩道を北進してきた自転車の前輪と公用車の前方が接触したもの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金 1,320円
相手方 金 21,230円 |
| 7 | 過失割合 | 江南市 90%
相手方 10% |
| 8 | 損害賠償額 | 修繕費 金 19,107円 |

(参 考)

事故現場説明図（江南市勝佐町若宮144番地先）

